

葉山町手数料条例及び葉山町火災予防条例の一部を改正
する条例

葉山町手数料条例（平成12年葉山町条例第6号）及び葉山町火災予防
条例（昭和37年葉山町条例第8号）の一部を次のように改正する。

（別紙）

平成31年2月12日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

工業標準化法（昭和24年法律第185号）の改正に伴い、所要の改正を行
う必要があるため、提案するものであります。

葉山町条例第 号

葉山町手数料条例及び葉山町火災予防条例の一部を改正する条例

(葉山町手数料条例の一部改正)

第1条 葉山町手数料条例(平成12年葉山町条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表備考8中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(葉山町火災予防条例の一部改正)

第2条 葉山町火災予防条例(昭和37年葉山町条例第8号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この条例は、平成31年7月1日から施行する。

条例の概要

題 名

葉山町手数料条例及び葉山町火災予防条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

工業標準化法の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 内 容

工業標準化法において、「日本工業規格」が「日本産業規格」に名称変更されたことから、この名称を使用する条例について、同様の改正を行うこととした。

3 施行期日等

この条例は、平成 31 年 7 月 1 日から施行することとした。

【第1条】葉山町手数料条例 新旧対照表

改正後		改正前									
<p>葉山町手数料条例 平成12年3月31日条例第6号</p>		<p>葉山町手数料条例 平成12年3月31日条例第6号</p>									
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料を徴収する事項</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～51（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>		手数料を徴収する事項	金額	1～51（略）	（略）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料を徴収する事項</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～51（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>		手数料を徴収する事項	金額	1～51（略）	（略）
手数料を徴収する事項	金額										
1～51（略）	（略）										
手数料を徴収する事項	金額										
1～51（略）	（略）										
備考 1～7（略）		備考 1～7（略）									
8 13の項の写しについては、1枚（図面にあつては日本産業規格A列3番の大きさ）を1件とする。		8 13の項の写しについては、1枚（図面にあつては日本工業規格A列3番の大きさ）を1件とする。									
9（略）		9（略）									

【第2条】葉山町火災予防条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>葉山町火災予防条例 昭和37年9月7日条例第8号 (避雷設備) 第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格に適合するものとしなければならない。 2 (略)</p>	<p>葉山町火災予防条例 昭和37年9月7日条例第8号 (避雷設備) 第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本工業規格に適合するものとしなければならない。 2 (略)</p>